

最低制限価格等の算定方法

建設工事における最低制限価格及び低入札調査価格（以下、「最低制限価格等」という。）の算定方法は下記のとおりとします。ただし、単価契約、入札公告等において別の方法で最低制限価格等の定めをしたもの等、特別なものについては除きます。

最低制限価格等（税抜）

$$= (\text{直接工事費} \times 0.97) + (\text{共通仮設費} \times 0.90) + (\text{現場管理費} \times 0.90) + (\text{一般管理費} \times 0.68)$$

※直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費は、いずれも税抜で、予定価格(税抜)算出の基礎となった額とします。

※直接工事費は、スクラップ評価額を減額した額とします。

※算出した額が予定価格(税抜)の10分の9.2を超える場合は、予定価格(税抜)の10分の9.2とし、予定価格(税抜)の10分の7.5に満たない場合は、予定価格(税抜)の10分の7.5とします。

※算出した額に1万円未満の端数が生じる場合、その端数を切り捨てた額とします。

最低制限価格等(税込)は、上記算定額に100分の110を乗じて得た額とします。

(問い合わせ先)

伊丹市上下水道局経営企画課

TEL 072-783-1600